衆に関するマンスリーレポート

(令和2年4月号)



「米に関するマンスリーレポート(マンレポ)」とは

⇒ 米に関する価格や需給の動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表しています。需要に応じた生産・円滑な米取引に役立てていただくことを目的としています。

【利用上の注意】

- 1. 原則として毎月中旬公表。公表日の2営業日前までに入手可能なデータを反映しています。
- 2. 内容については、必要に応じて項目の追加・削除などの変更を行うことがあり得ます。

データはどう読み解けばいいの?

そんなときは、「ここが分からない!マンレポ」をチェック!

http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/manrepo kaisetu.html

農林水産省

農林水産省からのお知らせ~新型コロナウイルスについて

農林水産省ホームページにおいて、食料供給情報や、事業継続ガイドラインなどについて発信しています。情報は随時更新されます。

下記URLをご参照ください。

「新型コロナウイルス感染症について」

http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

国民の主食であるお米と小麦は十分な供給量を確保しています!

お米については、現在、政府が保有する備蓄分が約100万トン、 農協・卸売業者等が保有する民間在庫が約270万トン(2月末現在)あり、 これは需要量の6.1ヶ月分、約185日分になります。

また、小麦については、安定供給を図る観点から、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの輸出国から、国が一元的に輸入しており、外国産小麦の国内備蓄が約93万トンあり、これは需要量の2.3ヶ月分、約70日分になります。

このようにお米や小麦は十分な備蓄をしているため、皆様方への供給が不足する心配はありません。



目 次 (令和2年4月号)

特集

1 食料・農業・農村基本計画(抜粋)

特集1

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

2 米取引の事前契約研究会 研究会中間取りまとめ

特集2

http://www.maff.go.jp/j/press/seisaku_tokatu/s_taisaku/200326.html

3 令和2年産米等の作付意向について

特集3

http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/nyusatu/index.html

I 米の需給

1 米の需給(米の基本指針(令和2年3月))

需給1

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/200331/index.html#01

Ⅱ 米の在庫情報

各産地の米の民間在庫数量は、年間玄米仕入量500%以上の出荷段階(全農、JA等の出荷業者)の在 庫量と年間玄米仕入数量4,000℃以上の販売段階(米卸等の販売業者の在庫量)を対象に調査し、その 合計(出荷段階+販売段階)の数値も合わせて公表しています。

集荷数量が概ね確定する1月以降の在庫数量は、販売に伴って減少していくので、その変化を見るこ とにより、販売状況を読み取ることができます。

1 民間在庫の推移

農林水産省(政策統括官)HP http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/aitaikakaku.htm

(1)全国段階の民間在庫の推移(平成25年7月末~令和2年6月末)

在庫1

(2)産地別民間在庫の状況(前年同月比)

在庫4

(3) 平成30・令和元年産の産地別民間在庫の推移

在庫5

Ⅲ 米の契約・販売情報

産地別事前契約数量は、米の収穫が始まる前に、契約書や確認書等によりあらかじめ取引されるこ とが決定している数量で、年間の玄米の仕入量が5,000トン以上の全国出荷団体等からの報告を産地別 に取りまとめたものです。例えば、契約数量に占める事前契約数量の比率が高い産地では、取引数量 の多くを収穫前に契約し、あらかじめ販路を確保しているものといえ、需要に応じた生産に向けた取 組が進められていることがうかがえます。

1 令和2年産備蓄米の政府買入

契約1

農林水産省(政策統括官)HP

http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kaiire/index.html

2 産地別契約・販売状況

農林水産省(政策統括官)HP

http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/aitaikakaku.htm

(1)近年の事前契約数量の推移

(2) 令和元年産における契約月別の事前契約数量の推移

(3)事前契約数量と価格取決比率の推移

契約4

(4)平成30年産・令和元年産における事前契約の取組状況

(5) 令和2年産における事前契約の取組状況

契約6

3 令和元年産米の産地別契約・販売状況

(累計、うるち米、令和2年2月末現在)(速報)(令和2年3月30日公表)

Ⅳ 米の価格情報

相対(あいたい)取引価格

米については、全農等の出荷業者と卸売業者等間で、年間を通じて長期的な取引を行う「相対取引」が行われています。このため、農林水産省では、年間玄米仕入量5,000以上の全国出荷団体等と年間玄米直接販売数量5,000以上の卸売業者を対象に、指標となる各産地の作付上位2~3銘柄を調査対象産地品種銘柄(令和元産米:118産地品種銘柄)として、相対取引価格・数量を毎月調査し、米の取引価格の代表となる指標の一つとして公表しています。

1 相対取引価格・数量

農林水産省(政策統括官)HP http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/aitaikakaku.htm

(1)年産別の相対取引価格

(2)相対取引価格・数量(元年産米、産地品種銘柄別、令和2年2月分)(速報)

(3)相対取引価格(月別年産平均価格)(令和元年産米、産地品種銘柄別)(速報)

2 スポット価格の状況(日本コメ市場株式会社)

日本コメ市場株式会社 HP http://www.nihonkomeshijyo.co.jp/

3 米の先物取引価格の推移

農林水産省(食料産業局)HP http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/index.html

4 米取引関係者の判断(米穀機構による調査、令和負2年3月分)

米穀安定供給確保支援機構HP https://www.komenet.jp/

価格6

価格7

価格1

価格2 価格4

V 消費動向

1 米の消費動向(米穀機構による調査)

米穀安定供給確保支援機構HP https://www.komenet.jp/

2 購入数量の推移(家計調査)

3 消費者物価指数の推移

4 小売物価統計の推移

総務省統計局HP

http://www.stat.go.jp/data/index.html

5 米販売事業者における販売数量及び販売価格の動向

6 中食・外食事業者の米の仕入状況

7 小売価格の推移(POSデータ)

消費1

消費8

VI 輸出入の動向

1 MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

2 加工原材料用に係る政府所有MA米の見積合わせ結果(平成31年度・令和元年度)

3 SBS輸入米の見積合わせ結果(令和元年度)

4 CPTPP・国別枠の見積合わせ結果(令和元年度)

http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/nyusatu/index.html

5 コメ・コメ加工品の輸出量及び輸出金額について

(1) 商業用の米の輸出数量及び金額の推移

(2) 2019年の主な増加要因

農林水産省(政策統括官)HP

(3) 米菓の輸出数量及び金額の推移

(4) 日本酒 (清酒) の輸出数量及び金額の推移

6 コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況と対応方向について

輸出1

輸入1

輸入2 輸入3

輸入4

輸出6

「米に関するマンスリーレポート」は、米に関する価格や需給の動向に係るデータ・情報をより多くの方に、かつ、より有効に活用していただけるよう、情報の整理方法、提供方法等を見直し、今月号より一部刷新しました。関係機関の方々には有益なご意見・ご要望をいただき、誠にありがとうございました。

また、当省ホームページでの公表に際しては、本編・資料編に加え、カテゴリ別にも整理して掲載することにしました。さらに一部データ資料については、エクセルによる提供も開始しましたので、ぜひご活用願います。

今月の特集①

食料·農業·農村基本計画 (令和2年3月31日 閣議決定)

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされています。

令和2年3月31日(火曜日)に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決 定されました。

令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(抜粋)

	食料消費の 見通し 国内消費仕向量 (万トン) 1人・1年 当たり消費量 (kg/人・年) 平成30 令和12		The second secon		克服すべき課題
	年度	年度	年度	年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	ついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連塩化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・ 飼料用米を 除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0. 9)	2.8		○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化 米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発 による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸 出の拡大
飼料用米	43 (-)	70 (-)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減○単収の大幅な増加による生産の効率化

注: 政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針」について

3月31日に開催(書面による持ち回り)された食料・農業・農村政策 審議会食糧部会において、食料・農業・農村基本計画の改定に合わせて 概ね5年に一度見直している「基本方針」を策定(改定)しました。

ポイントは以下の通りです。

- 1 消費者ニーズを踏まえた商品開発
 - 米ピューレやアルファ化米粉等の新たな米粉の加工法を活用した 商品の開発
 - 〇 飼料用米を利用した畜産物のブランドカの強化
- 2 米粉用米の海外需要の創出
 - 〇 国内産米粉や米粉加工品の優位性を活かした海外需要の創出及び ノングルテン米粉JASの制定
- 3 流通・加工コストの低減
 - 米粉用米について、パンや麺等の大規模製造ラインに適した二次 加工技術の開発
 - O 飼料用米について、バラ出荷やストックポイントの整備等
- 4 安定取引の推進
 - 〇 需要を確実なものとするため、複数年契約などの安定取引の一層 の推進









今月の特集②

米取引の事前契約研究会「中間取りまとめ」

農林水産省では、需要に応じた生産・販売に向けて効果のある事前契約の内容等について研究・検討し、事前契約に基づく米取引の拡大を図るため、令和2年1月から3月まで「米取引の事前契約研究会」を開催し、今般、研究会として中間とりまとめ『米取引の事前契約の拡大に向けて~「選ばれる米」を目指して~』を作成しました。

特に産地・生産者の皆様に、事前契約の重要性をよりご理解いただけるよう、 事前契約のポイント等を解説したパンフレットと契約文面のイメージも含めて 農林水産省ホームページに掲載しています。ぜひ御活用ください。

《詳細は下記URLをご参照ください》

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/jizenn.html

『**米取引の事前契約の拡大に向けて**~「選ばれる米」を目指して~』 より、「おわりに」(中嶋康博座長のメッセージ)

本研究会では、米の需要に応じた生産・販売を推進するための事前契約の重要性について議論してきました。

その前提として、毎年10万トンと言われる主食用米の需要の減少を少しでも小さくするために、米業界全体、つまり水田から食卓までつながる米のフードチェーン全体で米の新たなニーズを開拓し、事態を打開していく努力が重要です。

新たなニーズの開拓に向けて、業界の各当事者がそれぞれ戦略的、計画的な取組を安心して実行するためにも、安定した生産・調達ができるよう、事前契約を軸とした取引関係を構築することが求められています。

社会の将来像を考えると、ニーズに伸びしろがあると思われるのは中食・外食のマーケットです。そのマーケットで価値を持つ米こそが「選ばれる米」と言えるでしょう。一方、いわゆるブランド米ですが、残念ながらすべてを拡大することは難しいのが現実です。ただ、縮小していくものであっても、生産技術等を駆使した商品開発や販売手法の工夫などを行えば、より「選ばれる米」に生まれ変われるものもあるはずです。

お米を食べる側が真に求めることを実現できる商材としての米を、確実に届けるためにも、品質、数量、価格、納入時期など、事前契約事項のどれを固定し、どれを状況に応じて変化させるかについて、最終的な販売チャネルごとに設計していく必要があると考えます。

このような取組が米のフードチェーン全体に広がり、米取引の活性化につながることを期待します。

事前契約のススメ

一 今後とも安定した米取引を実現するために 一

今こそ、事前契約が大切です!

- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- 単純に前年と同じ量を生産するだけでは、市場で「売れ残り」が発生します。
- こうした状況下で**産地が取り組むべきこと**は、あらかじめ販路を確保して 売れ残りを発生させないことです。

計画的な生産を行う 重要性が高まっているんだね



消費者が求めるニーズをつかみましょう!

● 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント(例)

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬などこだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装
- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには 産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映 することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です!

産地

生産する米を確実に販売し 生産者の経営安定を図りたい 卸売業者・実需者

多様なニーズに対応できる米を安定的に 調達、消費者に提供・販売したい

農林水産省

生産者の場合



- 今でも JAと出荷契約しているし、豊作で多く作りすぎても全量 引き取ってもらえるよ。逆に、不作で出来秋に高い価格になれば、 買い取る業者はいくらでもいるから、そこに売ればいいしさ!
- 誰にどれくらい需要があるかなんて知らないし、事前契約なんて面倒! 先のことまで約束するなんて むしろ高リスク!



- いやいや、毎年の米価ばかり気にして 売り先を変えるのは不安定だし、 米価変動に左右されない安定した経営環境を作ることが、 一番大事なことだよね。
- そのためには、実需者と結び付いたJAや集出荷業者と播種前に 出荷契約を結んで、契約内容をしつかり守ることが重要だと思う。 そうすれば、主食用米以外への作付転換の判断にも役立つよ。

ポイント解説

- 出荷契約であっても「契約」である以上、確実に履行しなければならず、A生産者 のような行為は本来、許されないものです。
- 安定した経営環境を作るために必要なことは、目先の損得だけにとらわれず 生産者から実需者まで顔が見える安定的な取引関係を構築することが重要です。 具体的には、
 - ① 事前契約を行う必要性についての理解を深め、
 - ② 誰が買い手となっていて、どのように消費者に渡るのかを認識し、
 - ③ 消費者のニーズを踏まえ、品種選定、栽培方法などどのような生産 を行えばよいのかを考え、
 - 4 ニーズに応えるよう、事前契約を確実に履行する

ことが必要です。

JA・集出荷業者の場合



- 作柄次第で実際の生産量も価格も変動するし、生産者がどれだけ出荷してくるか分からないのに、事前に契約で取り決めるのは難しいよね。
- 売り先とは口約束だけど、毎年のオファーもそれなりだし、 長年付き合いのある売り先も多いから、事前契約とか頑張って始める 必要性を感じないな。



B集出荷業者

- いやいや、今までだって**口約束から状況が変わったこともあった**し、 しっかり販路を確保しておきたいな。
- 作柄の変動は避けられないけど、何とか工夫すればお互いに合意した 取引ができるんじゃないかな。

ポイント解説



- JA・集出荷業者と、流通(米穀卸売)業者や実需者との事前契約においては、 ニーズに即した数量を契約し、確実に取引することが重要ですが、作柄変動など いかんともしがたいリスクが存在します。
- このようなリスクに対応するため、以下のような契約事項を盛り込んでいる事例があります。
 - 収穫後、契約数量を基準として、**作柄変動を踏まえ協議した数量**を取引数量とする。
 - **面積契約**し、収穫された米の全量を取引数量とする。

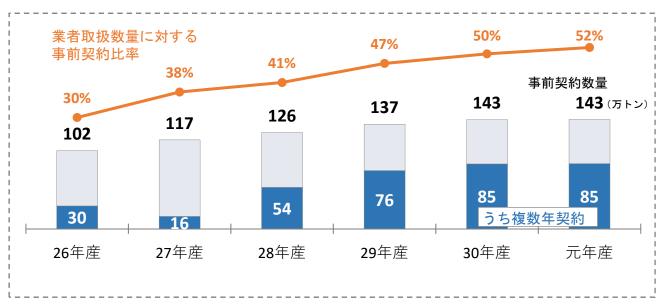


- 生産者との出荷契約では、作柄変動によらない恣意的な理由によって引取数量が変動 するリスクに対応するため、以下のような契約事項を盛り込んでいる事例があります。
 - 実需者のニーズに基づいて、あらかじめ生産者に出荷依頼数量を提示し、 これを超える出荷数量分については、生産者への支払金額を低くするなど 差を設ける。
 - JA・集出荷業者の皆さんは、販売先のニーズを的確に 生産者へ伝達することが重要な役割の一つです。
 - このような役割をしっかり果たすことで、売れ残りが 発生しないように取り組んでいきましょう。

データで見る 事前契約の取組状況

● 近年では事前契約の取組が全国的にも広がっており、各産地において安定取引に向けた 取組が着々と進められています。

近年の事前契約数量の推移



資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」(年間取引数量5,000トン以上の集出荷業者)

事前契約により安定的な経営を確立している事例

A生産法人では、出来秋の相場に影響されない農業経営を目指し、

- ① 自らの経営コスト等を踏まえて販売先と交渉し、出来秋の相場が上下しても、 契約価格を維持してもらえる信頼関係を構築する
- ② 生産者としても、契約数量の確保、コスト削減努力を常に行う

ことにより、<u>10年以上もの間、価格を固定した事前契約を流通業者・実需者と結び、</u> 取引を継続しています。

また、買い手側の理解により、数量については面積単位の契約を行っており、 作柄に関わらず、契約面積で生産された数量の全てが買い取られている そうです。

農林水産省の「米取引の事前契約研究会」(令和2年1~3月)では、事前契約の拡大に向けた取組について「中間とりまとめ」を策定しました。詳細は農林水産省ホームページの以下のURLをご参照ください。 URL: https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/jizenn.html

また、各流通段階における事前契約のひな形見本を、QRコードよりご覧いただけます。